

# 報酬基準

(弁護士法人みやこ法律事務所)

## 第1章 総則

(弁護士報酬の種類)

第1条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、顧問料および日当となります。

2 前項の用語の意義は、次のとおりとします。

法律相談料・・・依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価を言います。

書面による鑑定料・・・依頼者に対して行う書面による法律上の相談または意見の表明の対価を言います。

着手金・・・事件または法律事務（以下、「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価を言います。

報酬金・・・事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価を言います。

手数料・・・原則として一回程度の手続き、または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価を言います。

顧問料・・・契約によって断続的に行う一定の法律事務の対価を言います。

日当・・・弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価を言います。

(支払い時期)

第2条 着手金は事件等の依頼を受けたときに、報酬金は事件等の処理が終了したときに、それぞれお支払いいただきます。

## 第2章 法律相談料等

(法律相談料)

第3条 法律相談料は、原則として、30分ごとに5400円とします。

(書面による鑑定料)

第4条 書面による鑑定料は、原則として、10万8000円から32万4000円の範囲内の額とします。

### 第3章 着手金と報酬金

(民事事件の着手金と報酬金の算定基準)

第5条 民事事件の着手金と報酬金については、原則として、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額を、それぞれ基準として算定します。

(経済的利益一算定可能な場合)

第6条 前条の経済的利益の額は、原則として、次のとおりの基準に基づいて算定します。

- 1 金銭債権は、債権総額(利息と遅延損害金を含む)
- 2 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 3 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- 4 賃料増額請求事件は、増額分の7年分の額
- 5 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 6 占有権、地上権、永小作権、賃借権および使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- 7 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- 8 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- 9 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 10 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号および前号に準じた額
- 11 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- 12 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲、または持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産または持分の額
- 13 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲および相続分につき争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- 14 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- 15 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額

(経済的利益一算定不能な場合)

第7条 前条により経済的利益の額の算定をすることができないときは、原則として、その額を800万円とします。

(着手金と報酬金の算定方法)

第8条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件、仲裁事件の着手金と報酬金は、原則として、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下	8%+消費税8%	16%+消費税8%
300万円を超え3000万円以下	(5%+9万円)+消費税8%	(10%+18万円)+消費税8%
3000万円を超え3億円以下	(3%+69万円)+消費税8%	(6%+138万円)+消費税8%
3億円を超える場合	(2%+369万円)+消費税8%	(4%+738万円)+消費税8%

※別紙報酬等基準早見表参照

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により増減額できることとします。
- 3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額できるものとします。
- 4 第1項の着手金は経済的利益の額の如何を問わず21万6千円以上とします。ただし、適正妥当な範囲内で減額できるものとします。

(調停事件及び示談交渉事件)

第9条 調停事件及び示談交渉事件(裁判外の和解交渉事件をいう。以下同じ。)の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項の各規定を準用します。ただし、それぞれの規定により算定された額を適正妥当な範囲内で減額できるものとします。

- 2 第1項の調停事件の着手金につき経済的利益の額の如何を問わず10万8千円以上とします。

(契約締結交渉)

第10条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下	2%+消費税8%	4%+消費税8%
300万円を超え3000万円以下	(1%+3万円)+消費税8%	(2%+6万円)+消費税8%
3000万円を超え3億円以下	(0.5%+18万円)+消費税8%	(1%+36万円)+消費税8%
3億円を超える場合	(0.3%+78万円)+消費税8%	(0.6%+156万円)+消費税8%

※別紙報酬等基準早見表参照

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により増減額できるものとします。
- 3 第1項の着手金は経済的利益の額の如何を問わず10万8千円以上とします。

(離婚事件)

第11条 離婚事件(交渉、調停、離婚訴訟)の着手金と報酬金は、原則として21万6千円から64万8千円の範囲内の額とします。

- 2 前項において、財産分与、慰謝料など財産的給付を伴うときは、弁護士は財産給付

の実質的な経済的利益の額を基準として、第8条又は第9条の規定により算出された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求できることとします。

- 3 前2項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ、及び事件処理に要する手数の繁簡を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額できるものとします。

(境界に関する事件)

第12条 境界に関する訴訟の着手金と報酬金は、それぞれ原則として、32万4千円から64万8千円の範囲内の額とします。

(保全命令申立事件等)

第13条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第9条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とします。

- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第8条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受け取ることができることとします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受け取ることができるものとします。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第8条の規定に準じて報酬金を受け取ることができるものとします。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受け取ることができるものとします。
- 5 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は10万8000円を最低限とします。

(民事執行事件等)

第14条 民事執行事件の着手金は、第8条の規定により算定された額の2分の1とします。

- 2 民事執行事件の報酬金は、第8条の規定により算定された額の4分の1とします。
- 3 執行停止事件の着手金及び報酬金は、第8条により算定された額の2分の1とします。
- 4 前項の事件が、重大又は複雑なときは、第8条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受け取ることができることとします。
- 5 民事執行事件の着手金は、5万4千円を最低限とします。

(倒産整理事件)

第15条 破産事件の着手金は、資産や負債の額、関係人の数など事件の規模や事件処理に応じて決まることとなりますが、原則として次の額とします。

- |               |          |
|---------------|----------|
| ① 事業者の自己破産事件  | 54万円以上   |
| ② 非事業者の自己破産事件 | 21万6千円以上 |

- 2 前項各号の事件の報酬金は、依頼者が免責決定を受けたときに限り受け取ることができるものとします。この場合の報酬金は、前項の着手金を基準として、免責債権

額や手続の繁簡等を考慮して定めるものとします。

(民事再生事件)

第 16 条 民事再生事件の着手金は原則として、次の額とします。

- ① 事業者の民事再生事件 108万円以上
  - ② 小規模個人再生事件と給与所得者等再生事件 32万4000円以上
- 2 前項各号の事件の報酬金は、依頼者が認可決定を受けたときに限り受け取ることができるものとします。この場合の報酬金は、第8条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、減額を受けた返済総額等を考慮して算定します。

(任意整理事件)

第 17 条 任意整理事件の着手金は、原則として、次の額とします。

- ① 事業者の任意整理事件 54万円以上
  - ② 非事業者の任意整理事件 32万4000円以上あるいは債権者1社あたり3万2400円以上
- 2 前項各号の事件の報酬金は、債権者主張の元金と和解金額との差額の1割相当額と交渉により過払い金の返還を受けたときは更に過払い金の2割相当額の金額。

(刑事事件)

第 18 条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとします。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	それぞれ21万6千円以上 54万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	21万6千円以上
再審請求事件	21万6千円以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いがない情状事件をいいます。

(刑事事件の報酬金)

第 19 条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとします。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	21万6千円以上54万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	21万6千円以上54万円以下

		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	21万6千円以上
		求略式命令	21万6千円以上
	起訴後（再審事件を含む）	無罪	54万円以上
		刑の執行猶予	21万6千円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	21万6千円以上
再審請求事件			21万6千円以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

（刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等）

第20条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第18条に定める着手金を受け取ることができるものとします。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とします。

- 2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、第18条及び第19条にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額できるものとします。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額できるものとします。

（保釈等）

第21条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受け取ることができるものとします。

（告訴、告発等）

第22条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき10万8000円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けること

ができるものとしします。

(少年事件の着手金及び報酬金)

第 23 条 少年事件(少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下、同じ。)の着手金は、次表のとおりとしします。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	それぞれ 21 万 6 千円以上 54 万円以下
抗告、再抗告及び保護処分取消	それぞれ 21 万 6 千円以上 54 万円以下

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとしします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	それぞれ 21 万 6 千円以上
その他	それぞれ 21 万 6 千円以上 54 万円以下

3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により前 2 項の額を適正妥当な範囲内で減額できるものとしします。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第 24 条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなしします。

- 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額できるものとしします。
- 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額できるものとしします。
- 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、第 19 条ないし第 22 条の規定によるものとしします。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できるものとしします。

#### 第 4 章 手数料その他

(手数料)

第 25 条 手数料は、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、原則として、次のとおりとしします。

法律関係調査(事実関係調査を含む。) 5 万 4 千円から 21 万 6 千円の範囲内の額  
契約書類及びこれに準ずる書類の作成

定型		5万4000円以上
非定型		10万8000円以上
内容証明郵便		
弁護士名の表示なし		2万1600円以上
弁護士名の表示あり		10万8000円以上
遺言書作成		
定型		10万8千円から21万6千円の範囲内の額
非定型	300万円以下	21万6千円
	300万円を超え、3000万円以下	1%+消費税8%
	3000万円を超え、3億円以下	0.3%+消費税8%
	3億円を超える場合	0.1%+消費税8%
遺言執行	300万円以下	32万4000円
	300万円を超え、3000万円以下	2%+消費税8%
	3000万円を超え、3億円以下	1%+消費税8%
	3億円を超える場合	0.5%+消費税8%

(任意後見と財産管理・身上監護)

第26条 任意後見または財産管理・身上監護の弁護士報酬は、原則として、次のとおりとします。

- ① 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行うとき  
月額5400円から5万4000円の範囲内の額
- ② 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行うとき  
月額3万2400円から10万8000円の範囲内の額
- ③ 任意後見契約または財産管理・身上監護契約を締結した後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談するときの手数料  
1回あたり5400円から3万2400円の範囲内の額

(顧問料)

第27条 顧問料は、次のとおりです。

非事業者 年額6万4800円 (月額5400円)  
事業者 月額5万4000円

(日当)

第28条 日当は、原則として、次のとおりです。

半日 (往復2時間を超え、4時間まで) 1万0800円から2万1600円  
1日 (往復4時間を超える場合) 3万2400円から10万8000円

(実費等の負担)

第 29 条 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊費、保証金、保管金、供託金、その他の委任事務処理に要する実費等がかかるときには、弁護士報酬とは別にこれを支払ってもらうことになります。

2 当事務所では、概算により、あらかじめ実費等を預かることにしております。

## 第 5 章 中途終了の清算条項その他

### (委任契約の中途終了)

第 30 条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任・辞任または委任事務の継続不能により途中で終了したときは、委任事務処理の程度に応じて、弁護士報酬の全部もしくは一部を請求することがあります。また、場合によっては、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を変換することがあります。ただし、追加請求や返還額の算定については、別途協議させていただきます。

2 第 1 項において、当事務所が委任事務の重要な部分の処理を終了していた場合で、委任契約の終了につき、当事務所側に責任がないにもかかわらず、依頼された側が当事務所の同意なく委任事務を終了させたとき、または、依頼者側が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、そのほか依頼者側に重大な責任があるときには、当事務所としては、弁護士報酬の全部を請求することができるものとします。

### (事件処理の中止等)

第 31 条 依頼者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときには、当事務所としては、事件等に着手しませんし、既に着手していた場合には、その処理を中止します。

2 ただし、前項の場合には、あらかじめその旨を通知します。

### (弁護士報酬の相殺等)

第 32 条 依頼者が弁護士報酬、または立替実費等を支払わないときには、弁護士は依頼者に対する金銭債務と相殺し、または事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡しません。

2 ただし、前項の場合には、速やかにその旨を通知します。

### (実施)

本基準は、2014年4月1日に制定し、同日より、実施しております。